

財産の処分について

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定のより、議会の議決を求める。

平成27年9月1日 提出
霧島市長 前田 終 止

記

- 1 不動産（雑種地）を売却する目的
本市における工業の振興及び雇用の増大を図るため造成した小田工業団地を、日本郵便株式会社に売却するものである。
- 2 売却する不動産（雑種地）の所在、地目及び面積
所在 霧島市隼人町小田字六ノ坪 1507 番 3 外 4 筆
地目 雑種地
面積 44,051.24 平方メートル
- 3 売却額 金 478,213,138 円
- 4 売却方法 随意契約
- 5 売却の相手方 住 所 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
氏 名 日本郵便株式会社 代表取締役 高橋 亨

（提案理由）

本市における工業の振興及び雇用の増大を図るため、工業団地として造成した小田工業団地を売却するものである。

（参照）土地の所在地、面積等は別紙のとおり。

(別紙)

番号	大字	字	地番	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (売却面積) (㎡)
1	隼人町小田	六ノ坪	1507番3	雑種地	67	44,051.24 (内訳) 宅地整備面 39,209.16 進入路 414.95 法面緑地 2,600.53 平面緑地 1,826.60
2	"	高尾野	1551番5	雑種地	9,155	
3	"	米ヶ迫	2158番11	雑種地	9,842	
4	"	中ノ迫	2277番5	雑種地	3,649	
5	"	綿田	2322番1	雑種地	21,335	
合計			5筆		44,048	44,051.24

※ 売却する土地の地目はすべて雑種地ですが、実測面積（売却面積）については、造成用途別（宅地整備面、進入路、法面緑地、平面緑地）に実測しています。

